

作成年月日	令和3年6月7日
作成部局課室名	健康福祉部ワクチン対策課

新型コロナウイルスワクチン職域接種について

1 目的

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、企業や大学等において、モデルナ社ワクチンを活用し職域単位でのワクチン接種を実施する。

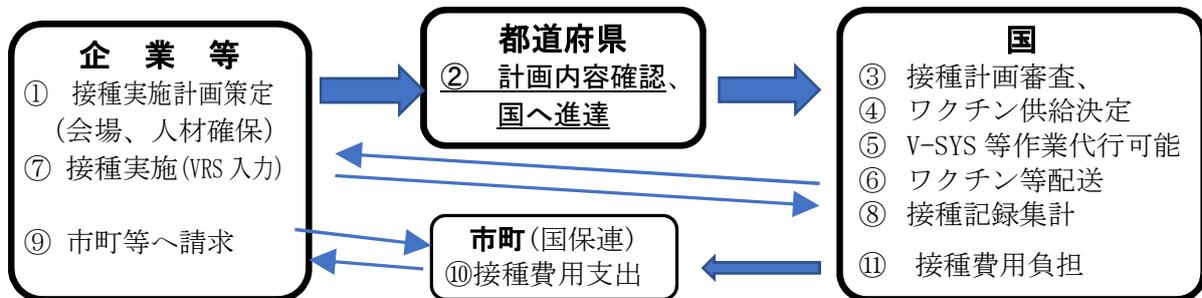
- (参考：経緯)
- ・ 5/28 各省庁から所管企業等へアンケート調査の実施(6/11 締め切り)
 - ・ 6/1 職域接種に関する通知(総務省・厚労省連名)発出
 - ・ 6/2 各省庁向け説明会、 6/3 各省庁業種別窓口一覧公表
 - ・ 6/4 都道府県向け説明会

2 国説明会で示した実施要件(当面：詳細は6/8の企業向け実施手引きで決定予定)

- (1) 医療人材・運営スタッフ等の人員体制、接種会場などは企業等が自ら確保。
(医療人材確保など、市町のワクチン接種事業に影響を与えないこと。)
- (2) 最低2,000回(1,000人×2回接種)程度の接種を行うことを基本。
- (3) 企業の責任で、ワクチンを保管の上、接種できること。
- (4) 副反応報告などの必要な対応ができること。
- (5) 社内連絡体制・対外調整役を行う事務局を設置すること。

3 実施の主な流れ

- (1) 企業等で、接種実施計画(会場、接種回数、人員確保体制等実施方法)を策定し、県へ申請
- (2) 県が、計画内容を確認し、国へ進達(記入漏れ、市町接種事業への影響確認)
- (3) 国が、申請内容を審査し、企業と協議しワクチン供給を決定(V-SYS 国代行可能)
- (4) 企業等が、職域接種を実施(VRS 入力)し、市町(国保連)に接種費用を請求



4 県の支援策(案)

県としてもワクチン接種の加速化を図るため、企業等の職域接種を支援する。

(1) 職域接種専用電話相談の実施

職域接種の流れや実施要件、申請内容にかかる相談、該当する省庁の案内や省庁との協議に際しての助言などを行う「職域接種専用電話相談窓口」を設置する。

(2) 医療従事者確保への協力働きかけ

市町接種事業に影響を与えない範囲で、関係団体等へ「職域接種」への協力依頼。

5 今後のスケジュール

6/8(火) 国が、企業向け実施の手引き、申請様式、都道府県申請窓口公表
県での申請受付開始(※早急に受付専用窓口をワクチン対策課に設置)

6/21(月)～ 国が決定した企業から職域ワクチン接種を開始

(問い合わせ先) 健康福祉部感染症等対策室ワクチン対策課 ワクチン対策班 078-361-2167